

見直しリストの補足資料案（基本方針）

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 作成の基本方針

（2026（令和 8）年 3 月）

〈本リスト作成の経緯〉

2008（平成 20）年 6 月に「生物多様性基本法」が施行され、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を定め、各主体の責務や生物多様性国家戦略の策定等が規定された。本法に基づき策定された生物多様性国家戦略 2012-2020 には、外来種による生態系等への影響は、我が国の生物多様性が直面する重大な危機の 1 つとして位置付けられた。また、平成 22 年に我が国で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議において決議された「愛知目標」においても個別目標 9 において「2020（令和 2）年までに侵略的外来種及びその定着経路が特定される」等が掲げられ、2015（平成 27）年 3 月に我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（以下「本リスト」という。）が作成された。

その後、2023（令和 5）年 3 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、「生態系被害防止外来種リストの見直しを行う」とされたことを受け、国内外の最新の外来種の侵入状況、生態系等への被害状況等を踏まえて 2026（令和 8）年 3 月に見直しを行った。

〈本リスト作成の目的〉

本リストは、2025 年 3 月に公表された「外来種被害防止行動計画 第 2 版」と同様に、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」（2022（令和 4）年 12 月）が開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において決定された、愛知目標の後継目標となる個別目標「侵略的外来種の導入率及び定着率を 2030 年までに 50%以上削減する」等の達成も意識しつつ、国、地方公共団体、国民、事業者など外来種対策に係る全ての主体に対して侵略的外来種について十分に浸透させ、これらの主体の参画のもとで外来種対策の一層の進展を図ることを目的として作成された。

具体的には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物の指定種のみならず、現時点で法規制のない種類も含めて、特に侵略性が高く、我が国の生態系等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがある外来種（侵略的外来種）をリスト化するとともに、最新の定着状況や侵入経路、我が国における具体的な対策の方向性、

利用上の留意点等、対策のための基礎情報を掲載種ごとに整理して示すものである。

外来種対策にかかる全ての主体に対し、対策のための基礎情報を提供するとともに、外来種対策や生物多様性保全への関心と知識を高め、適切な行動を呼びかけるためのツールとして本リストを活用する。

なお、本リストでは、導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。）によりその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む）について「外来種」の用語を用いる。（外来生物法では「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息・生育地の外に存することとなる生物（その生物が交雑することにより生じた生物を含む）」を「外来生物」と定義しており、本リストでは外来生物法上の「外来生物」と区別するため、「外来種」の用語を用いることとする。）また、本リストでの「生態系等への被害」とは、「生態系に係る被害」、「人の生命又は身体に係る被害」、「農林水産業に係る被害」を対象とするが、その他社会経済に係る被害も含むものとする。

〈基本的な考え方〉

○「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」は、「外来種被害防止行動計画」と共に、我が国における外来種対策の中核的な施策として位置付けられ、特定外来生物等の指定や今後の防除の推進、その他の外来種対策等の基礎となるものである。

○本リストでは、我が国において生態系等に被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるなど特に侵略性が高い外来種を掲載するものである。

○本リストに掲載される種は、生物多様性条約8条(h)（生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること。）に則り、侵入や拡大の防止のための予防や防除等の対策が必要とされる。

※各主体における対策は、本リストを基礎資料とし、「外来種被害防止行動計画」に示した対策の優先度の考え方に沿って検討する。

○本リストに掲載されている種類について、飼養等を行う場合には、野外への

逸出がないように管理を徹底することが求められる。

また、侵略性が高い外来種のうち、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への被害がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替種がいない外来種がある。これらの外来種については特に、利用に伴う生態系等被害の発生を低減若しくは抑制するための管理を徹底する、利用の回避・抑制、侵略性のない代替種の開発・普及に努めることが求められる。

○本リストの掲載種が交雑することにより生じた生物については、個別に掲載種となっていない場合でも、生態系等に被害を及ぼす可能性もあるため、慎重に対応することが重要である。

○本リストは、継続的・定期的に掲載種の見直し・追加及び関連情報の更新を行う。

〈選定の要件〉

1. 選定の対象とする外来種の範囲

「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に掲載する外来種の選定に当たっては以下の事項に照らし、必要に応じて、種（亜種・変種を含む）・属・科等の生物分類群を単位とする。

- ・我が国に自然分布域がなく、国外から導入される外来種については、基本的には、国内での定着が確認されている種を対象とする。
- ・国内に定着していない種であっても、国外において特に侵略性が高いとの知見があるものであって、国内へ未導入の外来種については今後国内に導入され、定着する可能性が高いものを、既に国内への導入・利用がなされている外来種については逸出して定着する可能性が高いものを対象とする。
- ・なお、国外から導入される外来種について、特定外来生物の選定における「明治元年以降に我が国に導入されたと考えられる生物を対象とする」という要件にはよらず、導入時期に関わらず外来種との知見があるものを対象とする。
- ・我が国に自然分布域を有しているが、その自然分布域を越えて国内の他地域に導入された生物種が生態系等に係る被害を及ぼすものは、「国内由来の外来種」として、本来の分布情報・生態的知見が充実しており、原則として導入された地域での被害の実態が明らかなものを対象とする。なお、我が国に自然分布域を有するだけでなく、国外にも自然分布域を有しており、国外から国内の自然分布域の外に導入された生物種が同様の被害を及ぼす場合もある。こうしたものは「国内に自然分布域を持つ国外由来の外来種」とし、「国内由

来の外来種」と同様に、本来の分布情報・生態的知見が充実しており、原則として導入された地域での被害の実態が明らかなものを対象とする。

- ・在来種の自然分布域内へ別の遺伝的形質を有する同種の集団（個体群）を人為的に導入することによる遺伝的攪乱の問題については、特定の種だけでなく、あらゆる種・地域等について可能性を考慮する必要がある。そのため、個別の種をリストに掲載するのではなく、外来種被害防止行動計画において、遺伝的攪乱につながる以下の行為についての考え方を整理・記載する。

－在来種の自然分布域内への別の遺伝的形質を有する同種の導入

－在来種の形質を改良した系統等の導入

- ・特定外来生物は、外来生物法に基づき指定された種類として全てリストに掲載する。
- ・感染症・寄生生物等については、明らかに国外から導入され、我が国の野生動植物に大量死を発生させる等、我が国の生態系等に甚大な被害を及ぼすおそれがあり、注意喚起等を行うべきものを対象とする。なお、原則として感染症予防法等の他法令で対応されているものは対象としないが、上記の観点から生態系への被害が甚大なものについては対象とする。

感染症・寄生生物の宿主となる外来種がリストに選定される場合は、その宿主となる種の付加情報として記載する。

- ・農業害虫とされているものについては、農作物保護の観点から、被害防止の対応が行われている。このため、農業に対する被害のみを及ぼす害虫については、本リストの対象として扱わないものとする。

2. 選定の基準

リスト掲載種の選定にあたっては、選定対象種の我が国の生態系等への侵略性の高さを基準とする。具体的には潜在的な可能性も含め侵略性の高さを以下の項目により評価する。

▶生物学的条件

- (1)定着の可能性（生態的特性：気候適合性、環境適合性、繁殖特性、食性等）

例：温帯域に生息・生育する生物 等

- (2)被害の甚大性（生態系被害に関して評価：競合、交雑、捕食等）

例：食肉性哺乳類や肉食性魚類 等

- (3)分布拡大・拡散の可能性

例：生物体・散布体が小さい、物資等に混入・付着する等、発見が困難で非意図的に拡散されやすい生物 等

▶自然環境・社会経済的条件

(A)定着・分布拡大／拡散の可能性（大量輸入、使い捨て利用、野外利用の有無、物資への非意図的な随伴等）

例：生き餌、実験試料として生体で大量に輸入、使用されるもの 等

(B)生物多様性保全上重要な地域への影響

例：国立公園、絶滅危惧種の生息・生育地、世界遺産地域等に侵入し、影響を与えるもの 等

(C)特に問題となる被害（甚大な人的被害及び経済被害の有無等）

例：人体に対する強力な毒を有する生物、農作物の食害等により農業に甚大な影響を与える生物、物理的に治水等に影響・被害を与える生物 等

※侵略性の高さについて、一定の知見に基づきこれらの基準によって判断できる場合は選定する。ただし、分布状況等の不足している情報については、知見の集積に努めるものとする。

〈リスト掲載種のカテゴリ区分〉

リスト掲載種は、リストを使用する各主体による対策の検討・実施等に当たって参考となるよう、特に重点を置くべき対策の方向性により、大きく分けて「定着を防止する外来種（侵入・定着防止外来種）」「総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種）」「適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）」の3つのカテゴリに区分することとする。これらの種の扱いについては、外来種被害防止行動計画も適宜参照されたい。

(1) 定着を防止する外来種（侵入・定着防止外来種）

国内に未定着のもの。定着した場合に生態系等への被害のおそれがあるため、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要な外来種。

(i) 侵入予防外来種

国内に未侵入の種。特に導入の予防、水際での監視、バラスト水対策等で国内への侵入を未然に防ぐ必要がある外来種。

【選定基準】国内に未定着の種類のうち、意図的な導入を含めて国内への侵入事例が確認されていない。

(ii) 定着防止外来種

侵入事例があるもののうち、国内への野外定着を未然に防ぐ必要がある外来種。

【選定基準】国内への侵入事例があるが、野外における定着が確認されていない。

(2) 総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種）

国内に定着が確認されているもの。生態系等への被害のおそれがあるため、国、地方公共団体、国民など各主体がそれぞれの役割において、防除（野外での取り除き、分布拡大の防止等）、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な外来種。

(i) 防除推進外来種

生態系等被害が大きく、積極的に防除する必要があるもの。総合対策外来種と位置付けられた種類のうち、被害の深刻度に関する基準のいずれか又は複数に該当する外来種。

特に緊急性が高く、特に、各主体がそれぞれの役割において、積極的に防除を行う必要がある。

【選定基準】国内に定着しており、生態系等への被害が大きいとされるもの。被害の深刻度に関する基準として①～④のいずれかに該当する。

(ii) 防除検討外来種

防除推進外来種に比べ、生態系等へ及ぼす被害は小さいまたは不明であるものの、生物多様性保全上重要な地域や、産業等への被害発生状況に応じて防除を行う必要がある外来種。

【選定基準】国内に定着しているが、防除推進外来種に該当するほどの生態系等への被害ではない。

防除推進外来種における対策の優先度の考え方：

（被害の深刻度に関する基準）

- ① 生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大
- ② 生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い
- ③ 絶滅危惧種等の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い
- ④ 人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対して甚大な被害を及ぼす

(3) 適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）

産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への被害がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替種が

いないため、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策が必要な外来種。利用に当たっては、リストに記載している利用上の留意事項（※）の他、利用に伴う生態系等被害の発生を低減若しくは抑制するための管理を徹底する、利用の回避・抑制、侵略性のない代替種の開発・普及に努める（なお、特定外来生物の指定種を飼養等する場合は外来生物法の許可を得ることが必要である）ことが求められる。また、逸出等により管理から外れたものについては速やかに防除を実施することが求められる。

※＜リストの参考情報＞にも「利用上の留意事項」として記載。

【選定基準】以下の全てに該当する種。

- ①産業又は公益的に重要
- ②現状、生態系等への被害がより小さい
- ③同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替種がない

〈定着段階の区分〉

リスト掲載種は、「未定着」、「定着初期/限定分布」、「分布拡大期～まん延期」という3つの国内における野外への定着段階に区分する。対策等について別途検討が必要な感染症・寄生生物、さらに地史的な背景や生物地理学的な位置づけから特有かつ外来種の影響に対して特に脆弱な生態系である小笠原諸島及び南西諸島において深刻な影響を及ぼす種については、全国スケールでの定着段階の区分にはなじまないことから、別途区分を設け定着区分と併せて記載する。

なお、各主体における対策の検討・実施等の参考となるよう、各定着段階に対応する全国スケールでの対策目標の基本的な考え方を以下のとおり整理する。

各区分の考え方：

【定着段階の区分】

・未定着

（定着状況）国内への定着情報がないもの。

（対策目標）監視と予防等による、未定着状態の維持。

・定着初期/限定分布

（定着状況）国内への定着が一部地域のもの。定着後の年数は長い、潜在的に定着可能な範囲に対して分布が限定的なものを含む。

（対策目標）国内からの根絶、分布拡大の阻止。

- ・分布拡大期～まん延期

（定着状況）国内の多くの地域に定着しているものから、定着可能な範囲のほぼ全域に分布しているもの。

（対策目標）地域的な根絶（取り除き）、生物多様性保全上重要な地域への分布拡大の阻止、被害影響の低減等、地域や種別に対応を検討。

【必要に応じ、追記する区分】

- ・感染症・寄生生物

野生動植物の大量死を発生させる等、我が国の生態系等に甚大な被害を及ぼすおそれがある感染症・寄生生物・病原体等。

侵入の予防、発生時の宿主移動や感染拡大の防止等、個別の状況に応じた対策の検討が必要とされる。

- ・小笠原諸島及び南西諸島において深刻な影響を及ぼす種

地史的な背景や生物地理学的な位置づけからも国内では比類のない特有かつ外来種の影響に対して特に脆弱な生態系を有する小笠原諸島及び南西諸島において深刻な影響を及ぼす種。

（対策目標）小笠原諸島及び南西諸島においては現在生息・生育する島での影響低減と封じ込め、種によっては根絶。

〈リスト等の構成〉

1. リスト

「〈リスト掲載種のカテゴリ区分〉」のとおりのカテゴリに分け、掲載種ごとに選定理由やその根拠情報、定着段階、特定外来生物等の指定の有無、利用上の留意事項等の情報のほか、植物については、特に問題となる地域等を記載する他、防除推進外来種に限って特段の防除取り組みが要請される区域を記載し、これらを一覧できるリストを作成する。

国内由来の外来種については、特に影響が懸念される地域を種名とともに表示する。

2. 付加情報

リスト掲載種については、注意喚起のための基礎資料として、以下に挙げる項目についての情報を整理する。

なお、産業利用外来種については、管理において必要な手法、条件等の情報についても利用に係る留意事項として記載する。

また、侵入経路の特定や、分布拡散の原因、利用状況といった情報は、今後

の防除等対策を検討・実施する上でも重要な情報であることから特に充実を図る。

▶基本情報

- ・名称（和名、学名、英名等）
- ・原産地
- ・形態的特徴（近似種との識別等、種判別に資する情報を可能な限り掲載）
- ・生態的特徴（生息/生育環境、食性、繁殖その他生態）

▶侵略性に係る情報（生物学的/自然環境・社会的状況）

- ・生態系等に係る影響・被害（その他社会経済に係る被害も含むものとする）
- ・定着経路（年代、理由）
- ・定着可能性
- ・定着状況（国内及び国外における分布状況）
- ・分布拡大の経路
- ・利用状況

▶対策に係る情報

- ・対策の方針
- ・法的規制の状況
- ・効果的な防除手法
- ・防除等取組事例
- ・（代替性がなく、利用されるもの）利用に係る留意事項

〈リスト等の公表・発信〉

リスト及び付加情報は、誰もが簡単にアクセスできるよう、環境省が作成するホームページ等にて公表を行うとともに、パンフレット等を作成し、普及啓発に努めるものとする。

〈リストの見直し・追加〉

我が国における外来種の侵入・拡大状況は刻々と変化しており、また外来種の生態等に関する新たな知見が集積されつつあることから、リストに新しい情報を加えるために、継続的・定期的にリストの見直し・追加及び関連情報の更新を行う。

〈リスト作成の効果〉

本リストの作成により、外来種対策への各主体の積極的な参加・協力の促進、

調査研究・モニタリングや防除等の促進のほか、リスト掲載種の利用抑制又は適切な管理の促進、代替種の開発・普及等の効果が期待される。さらに、リスト掲載種及びその定着状況等の情報も参考にした地方自治体における外来種に関する条例や独自の地方版リストの作成促進等の取組の推進が期待される。また、外来生物法における特定外来生物の適切な指定のための基礎資料としての活用も見込まれる。

さらに、本リストを通して各主体が生物多様性保全への認識を深め、生物多様性基本法第13条において、地方自治体が策定に努めるよう規定されている「生物多様性地域戦略」の策定や見直し等の取組の推進に寄与することにより、我が国における地域の生態系の保全管理に資することが期待される。加えて、これらの活用を通して、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」（2022（令和4）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、愛知目標の後継目標として採択）における個別目標、「侵略的外来種の導入率及び定着率を2030年までに50%以上削減する」等の達成に資することが期待される。